

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課																	
件 名	桜並木剪定等業務委託(その8)																	
契 約 内 容	剪定処理一式																	
契 約 期 間	令和元年10月10日～令和元年10月25日																	
契 約 締 結 日	令和元年10月9日																	
契 約 相 手 方	有限会社芳葉園土木																	
契 約 金 額	192,500円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	市民から、桜樹木が枯死により、折枝の危険がある旨の通報があり、現場確認したところ、現場確認したところ、既に枝が折れている箇所及び枯死した枝があり、危険であるため、緊急的に対応する必要性が生じたため。 施行するにあたり、ユニック車及び作業員が必要なことから、至急手配ができ犬山市からの造園工を受注したことのある業者を選定した。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	桜並木剪定等業務委託(その9)	
契 約 内 容	剪定処理一式	
契 約 期 間	令和元年10月30日～令和元年11月25日	
契 約 締 結 日	令和元年10月29日	
契 約 相 手 方	有限会社芳葉園土木	
契 約 金 額	299,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市民から、桜樹木の枝が道路までかかり通行上支障があり、また枯死により折枝の危険がある旨の通報があり、現場確認したところ、危険であるため、緊急的に対応する必要があるため。                  施行するにあたり、ユニック車及び作業員が必要なことから、至急手配ができ犬山市からの造園工を受注したことのある業者を選定した。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	都市計画道路維持管理委託 市道富岡荒井線	
契 約 内 容	除草工一式	
契 約 期 間	令和元年10月23日～令和元年11月22日	
契 約 締 結 日	令和元年10月22日	
契 約 相 手 方	葉山建設(株)	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託は、市道富岡荒井線の事業用地内の雑草が、隣地にはみ出しており支障となっているため、早急に対応する必要があり実施するものです。 なお、当該箇所に精通している葉山建設(株)に依頼することで、地元調整を含む早期対応と適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	脱臭フィルターの再生処理について	
契 約 内 容	犬山市環境センターの脱臭装置に係る脱臭フィルターの再生処理(R1. 12~R2. 2)	
契 約 期 間	R1. 12. 6~R2. 2. 28	
契 約 締 結 日	R1. 12. 5	
契 約 相 手 方	大和熱学 株式会社	
契 約 金 額	101,750円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	平成29年8月より稼働する犬山市環境センターの脱臭装置は、大和熱学株式会社が環境センターの仕様に合わせ、独自に設計した専用の脱臭装置であり、脱臭フィルターの再生処理（清掃）が施行できる事業者は大和熱学株式会社に限られるため、その性質又は目的が競争入札に適しないと認められる。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先      環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	産業廃棄物（乾電池）収集運搬及び処分業務	
契 約 内 容	市公共施設から排出される乾電池の収集運搬及び処分	
契 約 期 間	令和元年11月2日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和元年11月1日	
契 約 相 手 方	永一産商(株)	
契 約 金 額	金207,460円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	事業所が産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項の規定により、第14条第12項に規定する産業廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。 水銀使用製品産業廃棄物である乾電池の処分に関しては、 ①特殊かつ専門的な技術を要すること ②安全かつ無害な処理を行うことができること が条件となり、この条件を満たすとされている最終処分場が野村興産(株)イトムカ鉱業所（北見市）である。永一産商(株)は、野村興産(株)の愛知県内代理店であり、法に基づく産業廃棄物処理業の許可を持ち、安全に収集運搬・中間処理を行いイトムカ鉱業所へ搬入ができるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	観光交流課																									
件 名	多文化共生研修（基礎編）																									
契 約 内 容	令和元年度「多文化共生研修（基礎編）」を企画・実施する。なお、研修に必要となる資料、レジュメ等の原本を作成する。																									
契 約 期 間	令和元年12月3日（火）～令和元年12月3日（火）																									
契 約 締 結 日	令和元年12月2日（月）																									
契 約 相 手 方	NPO法人多文化共生リソースセンター東海																									
契 約 金 額	150,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</p> <p>【業者選定の理由】 NPO法人多文化共生リソースセンター東海は、2009年の設立以来、10年にわたり東海地方を中心に日本に居住する外国人及び日本人に対して、多文化共生社会の実現に向けた活動の促進に関する事業を行い、在住外国人と日本人、また在住外国人同士、日本人同士の連携・協働・共生に係る問題の改善や解決を図ることで、多文化共生社会の実現に寄与する活動を行う中で多文化共生の推進にかかる講演、研修に講師を派遣している。派遣の約4割が行政、学校でありノウハウを持っている。 当市でも平成29年度に職員向けに多文化共生研修（文書翻訳編・窓口通訳編）を実施しており、また県内市町村の小牧市、豊田市、名古屋市、西尾市でも事業を実施しているため、当市及び周辺地域の事例にも精通している。これまでの当市での多文化共生施策の流れを汲み、またその他の経験を踏まえ、より当市の多文化共生への理解促進、発展に寄与し、効果的かつ順調に委託業務を行うことができる。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先      観光交流課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課（市民健康館）																									
件 名	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーション運用保守業務（令和元年度分）																									
契 約 内 容	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーション運用保守業務（令和元年度分）を委託する。																									
契 約 期 間	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和元年10月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社中央ジオマチックス																									
契 約 金 額	192,500円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーションは平成29年度に構築し、継続して運用及び保守業務を施行していくものである。アプリの運用及び保守業務に対応することはアプリの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、アプリ構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課（市民健康館）

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	産業課	
件 名	消費生活法律相談業務	
契 約 内 容	市民からの消費生活に関する相談に対して、法律的な見地から助言等を行い、市民の不安や問題を解消する。	
契 約 期 間	令和元年10月18日から令和2年3月27日（下半期）	
契 約 締 結 日	令和元年10月1日	
契 約 相 手 方	愛知県弁護士会	
契 約 金 額	246,857円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	委託金額は251,427円（下半期 消費税10%）であり、少額随契にあたる。 法律的な立場から助言を行うことができる者は、司法書士及び弁護士に限定されるが、司法書士には取り扱える金額に上限があることから、本件業務については、弁護士に依頼することが適切と考える。 また、本件業務については、公的な位置付けを明確にするため、県内唯一の弁護士組織である愛知県弁護士会を相手方として選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	子育てシェア博覧会業務	
契 約 内 容	子育てシェア博覧会実施にあたり必要となる下記業務 ・子育て分野におけるシェアリングエコノミー事業者の選定及び催事への参画調整 ・催事における司会進行 ・基調講演 ・会場装飾 ・催事実施への助言	
契 約 期 間	令和元年10月	
契 約 締 結 日	令和元年10月10日	
契 約 相 手 方	一般社団法人シェアリングエコノミー協会	
契 約 金 額	761,310円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	シェアリングエコノミーは、超少子高齢化における諸課題に対応するための主要な手段として、地域への普及展開、地方への導入推進を国が図っているが、新しい分野であり普及途上の仕組みである。 そのため、シェアリングエコノミー関連事業者が多数参画する一般社団法人シェアリングエコノミー協会のほかに事業を委託し得る事業者がない。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	消防本部 消防署																									
件 名	シミュレーション人形修繕について																									
契 約 内 容	本署の救急訓練用として常時使用しているシミュレーション人形が経年劣化により破損が著しく動作不良も起きていることから救急訓練が実施出来ない状況のために修繕をするもの。修繕内容（１）気道、顔スキン破損（２）圧迫メンテナンスキット破損（３）肺破損（４）胃破損（５）頭部基盤、頭部スピーカー故障（６）胸部スキン破損、内部スピーカー一部破損（７）除細動ケーブル破損（８）血圧計コネクター取り付け（９）人形バッテリー取り付け																									
契 約 期 間	令和元年１１月１５日～令和元２月２８日																									
契 約 締 結 日	令和元年１１月１５日																									
契 約 相 手 方	日本船舶薬品株式会社名古屋支店																									
契 約 金 額	404,470円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第１６７条の２第１項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第１号</td> <td>少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第２号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第３号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第５号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第６号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第７号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第８号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第９号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））	○	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第５号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第６号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第９号	落札者が契約を締結しないとき。
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））																								
○	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第５号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第６号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>シミュレーション人形（以下「人形」という。）は本署の救急訓練用として常時使用している。同機種の人形が、救急救命士の各認定を受けるための運用試験で使用されている。実技試験に合格するために当該人形を使用し様々な病態を想定した救急訓練を行う事で救命技術の習得をする事が必要不可欠である。現在不良箇所が多数散見され救急訓練が実施出来ない状況であるため修繕が必要である。</p> <p>修繕をするにあたり、当該人形の故障箇所を判明させるには製造元に直接人形を持ち込み調査する必要があるため、直接の代理店である日本船舶薬品株式会社名古屋支店に人形の回収及び調査を依頼。製造元でしか修理を行う事が出来ないため、契約の性質又は目的が競争入札に適さない時の規定を適用し、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	起債管理システムWindows10対応業務	
契 約 内 容	起債管理システムがセットアップされているパソコンのOSがWindows10となることに伴い、起債管理システムをWindows10に対応するためのシステム改修を行う。	
契 約 期 間	令和元年12月13日から令和2年1月31日まで	
契 約 締 結 日	令和元年12月12日	
契 約 相 手 方	株式会社三重電子計算センター	
契 約 金 額	998,250円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、プログラムの修正を行うことは構築を行った事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、システム構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	乳幼児健診等母子保健情報の利活用対応業務	
契 約 内 容	母子保健情報の利活用を推進するため、乳幼児健診の受診の有無等子ども時代に受ける健康情報歴を、マイナポータルを活用して一元的に確認できる仕組みの構築が行われるため、対応するにはシステム改修が必要となることから、健康管理システムを改修する。	
契 約 期 間	令和元年11月1日から令和2年3月27日まで	
契 約 締 結 日	令和元年10月25日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	3,179,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	臨時水質検査業務委託	
契 約 内 容	給水栓水 5 1 項目の臨時水質検査	
契 約 期 間	令和元年 1 0 月 1 7 日から令和元年 1 1 月 2 2 日	
契 約 締 結 日	令和元年 1 0 月 1 6 日	
契 約 相 手 方	（株）環境科学研究所	
契 約 金 額	187,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 <input type="radio"/> 第 1 号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第 2 号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第 3 号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第 5 号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	今年度の犬山市水道事業における予定水質検査業務は、昨年度末において、入札を経て委託業者が決定されている。また、臨時水質検査業務についても、当該年間契約事項に含めており、今回の検査は定期検査を補完するものであることから、市内の水道水質を熟知し、且つ迅速な採水及び検査を実施できる同業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域安全課	
件 名	犬山西ふれあいセンター改修工事監理委託	
契 約 内 容	本委託は犬山西ふれあいセンター改修工事の工事監理方針の説明、設計図書の内容の把握、設計図書に照らした施工図等の検討及び報告、工事と設計図書との照合及び確認、工事と設計図書との照合及び確認等の結果報告、業務報告書等の提出、その他工事監理に関する業務を委託するものである。	
契 約 期 間	令和元年11月1日から令和2年1月22日まで	
契 約 締 結 日	令和元年11月1日	
契 約 相 手 方	株式会社Y. 加藤建築設計事務所	
契 約 金 額	550,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託は、犬山西ふれあいセンター改修工事实施設計委託業務と密接不可分の関係にある業務で、工事監理のみを同一業者以外の者に委託させると犬山西ふれあいセンター改修工事实施設計委託業務で作成された設計図書の内容と実際の工事との間の整合に著しい支障が生じるおそれがあるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域安全課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 都市計画課	
件 名	犬山市民間木造住宅耐震診断業務委託（２）	
契 約 内 容	民間木造住宅（昭和５６年５月３１日以前に着工された在来軸組構法または伝統工法住宅）の耐震診断を行う業務。	
契 約 期 間	令和元年１０月１日から令和２年３月３１日まで	
契 約 締 結 日	令和元年１０月１日	
契 約 相 手 方	公益社団法人 愛知建築士会	
契 約 金 額	47,159円 契約単価（47,159円）×予定数量（9戸）＝予定総額（424,431円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	○ 第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第６号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	この業者は、県内唯一の建築士資格者の団体であり、本制度が開始された平成14年度から、県主導の下、県下統一的に民間木造住宅耐震診断を担ってきた団体です。また、本市における過去17年の実績から、住宅・建築物の地震に対する安全性を評価する専門知識を有するだけでなく、当市の地域特性に精通しているため、効率的かつ効果的に、高い水準で耐震診断業務を遂行する能力を有しています。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 都市計画課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山国際観光センタースポーツ施設活性化事業委託	
契 約 内 容	国内外で活躍するトップスイマーが直接教えるスイムクリニックとして模範泳、スイムクリニック、記念撮影を実施。	
契 約 期 間	令和元年11月15日から令和2年1月14日	
契 約 締 結 日	令和元年11月15日	
契 約 相 手 方	株式会社メイギガードサービス	
契 約 金 額	649,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山国際観光センターフィットネスフロイデ（温水プール等）の運営業務は、平成29年10月より株式会社メイギガードサービスに運営委託しており、備品の設置場所、プール設備状況に現時点で最も精通した事業者であり、突発的な状況等にも対応が可能である。</p> <p>また、様々なスタジオプログラム、スイミングスクールのカリキュラムを実施するとともに、各プログラムの利用状況、利用者推移の分析をするなど、利用者の満足につながるよう管理運営を実施している。</p> <p>このことから、施設の現況及び利用者のニーズを最も把握しており、これまでの経験と情報をもとに、フィットネスフロイデとしてスポーツ施設活性化につながる効果的な事業を企画実施することができると考えられる。</p> <p>併せて、株式会社メイギガードサービスは、世界で活躍する水泳選手をはじめ、その他多くの水泳選手とのつながりをもっているため、水泳選手を講師として招致する場合、通常より安価で短期間のうちに招致することが可能であり、受注にあたり本事業を円滑に遂行するには、株式会社メイギガードサービスによる企画実施以外にない。よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、株式会社メイギガードサービスを選定する。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山国際観光センタースポーツ施設活性化事業委託	
契 約 内 容	国内外で活躍するトップスイマーが直接教えるスイムクリニックとして模範泳、スイムクリニック、記念撮影を実施。	
契 約 期 間	令和元年11月15日から令和2年1月14日	
契 約 締 結 日	令和元年11月15日	
契 約 相 手 方	株式会社メイギガードサービス	
契 約 金 額	649,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>この事業は、今後のスイミングスクールや施設運営において、利用者の満足度向上につながる効果的な事業展開を図り、施設の活性化を目的に実施するものであるため、施設の現況及び利用者のニーズを把握していることが不可欠である。</p> <p>また、事業実施日は、施設の休館日であるが、プール設備の運転や水温管理等に加え、参加者の安全管理(警備業法によるプール監視)、トラブル発生時における迅速な対応については、通常運営と同様に行う必要がある。</p> <p>以上の内容を踏まえ、現犬山国際観光センターフィットネスフロイデ運營業務受注者である株式会社メイギガードサービスによる実施以外になく、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	市民総合大学敬道館歴史文化学部明治カルチャー史学科講座開催業務委託	
契 約 内 容	市民総合大学の歴史文化学部明治カルチャー史学科において講演会を開催する。 委託料には、企画料、講師料、事務費、交通費等を含める。	
契 約 期 間	令和元年9月20日 ～ 令和元年12月20日	
契 約 締 結 日	令和元年9月19日	
契 約 相 手 方	公益財団法人明治村	
契 約 金 額	242,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本講座は「明治時代」の文化や歴史に特化し、明治村を舞台に講演を行うものであり、全講座とも明治村の職員を講師としているなどの理由により、受注者が特定され、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課																									
件 名	読売犬山ハーフマラソン公認コース検定委託																									
契 約 内 容	読売犬山ハーフマラソンを日本陸上競技連盟の公認コースとして登録するため、ハーフマラソン及び10kmにおけるコースの検定を実施する。																									
契 約 期 間	令和元年12月21日～令和元年12月22日																									
契 約 締 結 日	令和元年12月20日																									
契 約 相 手 方	一般財団法人愛知陸上競技協会																									
契 約 金 額	143,988円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>日本国内で行われる各種陸上競技会の記録公認は日本陸上競技連盟が担っており、公認審判員による検定を受けることで公認申請をすることができる。本事業の実施にあたっては日本陸上競技連盟の公認審判員を派遣できる能力をはじめ、マラソンの公認コース検定に関する専門的な知識及び能力を有していることが必要となる。</p> <p>一般財団法人愛知陸上競技協会は日本陸上競技連盟の加盟団体であることから公認審判員の派遣等の調整を円滑に実施することができ、その業務は他の者では実施することは出来ない。</p> <p>以上の内容を踏まえ、本事業を円滑に遂行するには、一般財団法人愛知陸上競技協会による実施以外にない。よって、契約の性質及び目的が競争入札には適さないため、一般財団法人愛知陸上競技協会を選定する。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課																									
件 名	旧堀部家住宅主屋土壁改修工事監理業務委託																									
契 約 内 容	国登録有形文化財堀部家住宅の土壁の改修工事を実施するにあたり、文化財建造物として建物全体の調和とこれまでの手法を考慮し、設計図書に基づいた施工となっているか監理と技術指導を行う。																									
契 約 期 間	令和元年12月1日～令和2年3月23日																									
契 約 締 結 日	令和元年12月1日																									
契 約 相 手 方	特定非営利法人 犬山城下町を守る会																									
契 約 金 額	216,700円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>旧堀部家住宅は国の登録有形文化財であり、修理にあたっては、建造物の歴史的価値を損なわない方策が求められる。そのため、同建造物の現状やの痕跡、伝統的な工法を調査確認した上で、明らかになった部材や工法の歴史的価値を判断し、処理方法を指示することができる専門性が必要となる。</p> <p>NPO法人犬山城下町を守る会は、重要文化財や登録文化財の修理監修の経験実績が豊富な元文化庁調査官や社寺町家等の設計監理を行った一級建築士が所属しており、上記に述べた文化財建造物の保存修理に必要な技術と実績を有している。犬山城下町においても歴史的町並み保存のため、歴史的建造物の調査や修理監修を長年に亘り続けてきた実績がある。また、平成18年度に実施した旧堀部家住宅の現況調査にも同会より調査委員として参加しており、同住宅の現況を充分把握している。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課																	
件 名	犬山城大手門枡形跡物理探査業務委託																	
契 約 内 容	犬山城大手門枡形跡を対象として物理探査を実施し、遺構の位置、深度や形状などに関する情報を取得して、犬山市福祉会館解体工事の設計及び施工時の工事立会等に反映させるとともに、犬山城大手門枡形跡の将来的保存・整備等のための基本情報として活用する。																	
契 約 期 間	令和元年12月1日～令和2年3月23日																	
契 約 締 結 日	令和元年12月1日																	
契 約 相 手 方	学校法人同志社 同志社大学																	
契 約 金 額	216,700円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>地中レーダ探査を始めとする物理探査は、地中の空洞や埋設物の調査方法として広く採用されているが、それを城郭の調査に応用するためには、理化学的な知識のみならず、考古学に対する知識も必要となる。</p> <p>遺跡等の物理探査を実施している大学は全国的に見ても少ない中で、同志社大学は、距離的にも比較的近いうえで他の遺跡等における豊富な実績を有し、知識・経験ともに十分な水準にある。加えて、調査担当者は、過去に実施した東之宮古墳物理探査にも参加しており、本市の地質的な特性にも精通していると言える。</p> <p>従って、本業務を受注可能な大学は同志社大学を置いて他には存在しないため、本契約の性質は競争入札には適さない。</p> <p>民間業者への委託と大学への受託研究（受託調査）を比較した場合、大学の場合は担当教員にかかる人件費は不要で、学生への謝金のみとなる。</p> <p>間接経費も大学の場合は直接経費の20%と、民間業者と比較してかなり低く設定されている。</p> <p>従って、大学に調査を委託することにより、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが可能である。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																									
件 名	高根洞工業団地水処理施設管理業務委託 (その3)																									
契 約 内 容	犬山市の所有する高根洞工業団地水処理施設による適正な水質の確保を目的とし、運転保守点検に係る各薬品の管理・補充、汚泥の処理・搬出業務																									
契 約 期 間	令和元年10月1日から令和2年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和元年10月1日																									
契 約 相 手 方	藤吉工業株式会社																									
契 約 金 額	3,757,022円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、現在履行中の「高根洞工業団地水処理施設維持管理業務委託」と密接不可分の関係にある薬品費及び汚泥処理費に係る業務であり、同一業者以外の者に受注させると履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがあるため、随意契約方式による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等除草業務委託(その2)	
契 約 内 容	都市公園の除草一式	
契 約 期 間	令和元年10月4日から令和元年11月29日まで	
契 約 締 結 日	令和元年10月3日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	203,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。 上記の理由により本業務を適切かつ確実に履行することが可能な一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	駅前広場維持工事	
契 約 内 容	からくり時計修繕工	
契 約 期 間	令和元年10月29日 ～ 令和2年2月28日	
契 約 締 結 日	令和元年10月28日	
契 約 相 手 方	(有)玉屋	
契 約 金 額	385,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、犬山駅東広場において、からくり時計塔内部の人形が経年劣化により破損しているため修繕工事を実施するもので、からくり人形システムの修繕を伴うため、システムの特殊性から製作者に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	街路樹剪定委託	
契 約 内 容	市道犬山富士線外1路線の道路植栽剪定業務	
契 約 期 間	令和元年10月25日から令和元年11月22日まで	
契 約 締 結 日	令和元年10月24日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	275,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、道路パトロールにより犬山市大字犬山字北古券地内外の市道犬山富士線外1路線において、道路植栽からはみ出し枝により車両の通行に支障が生じており、早急に対応する必要があることが確認されました。よって直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	除草一式	
契 約 期 間	令和1年10月17日 ～ 令和1年10月31日	
契 約 締 結 日	令和1年10月16日	
契 約 相 手 方	㈱フクトミDBK	
契 約 金 額	255,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、羽黒高橋三丁目地内排水路外1について、地元町内会との協定に基づき法面等の除草作業を実施する必要があります。現地状況から道路に越境しており、通行する上で早急に対応する必要があります。なお、当該箇所に精通している㈱フクトミDBKに依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	街路樹剪定委託	
契 約 内 容	植栽剪定一式	
契 約 期 間	令和元年11月19日から令和元年12月20日まで	
契 約 締 結 日	令和元年11月18日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市道羽黒東16号線外2について、市民からの通報により半ノ木川堤防に植栽されている市管理ツツジが道路にはみ出し、道路通行に支障が出ており、かつ、居住環境を阻害しているため早期に植栽剪定の対応を行う必要があります。なお、当該箇所に精通している(有)芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	富岡東洞地内の排水路浚渫等一式	
契 約 期 間	令和1年11月15日 ～ 令和1年12月13日	
契 約 締 結 日	令和1年11月14日	
契 約 相 手 方	㈱久保田建設	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市民からの通報により排水路に土砂が堆積しており、排水路の維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な㈱久保田建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	用排水路除草工 一式	
契 約 期 間	令和1年11月21日 ～ 令和2年1月31日	
契 約 締 結 日	令和1年11月20日	
契 約 相 手 方	大竹建設(株)	
契 約 金 額	261,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、羽黒起地内用排水路について、市民からの通報により、隣接する民家に草等が越境し居住環境を阻害しており、かつ、用水路の通水確保から早急に対応を行う必要があります。 なお、当該箇所は、名鉄小牧線に近接する用排水路であり、鉄道事業者発注の除草業務を受注している大竹建設(株)に発注することで、除草業務における近接施工協議の不要、同時施工（令和元2年1月予定）による作業効率の向上が図られるため随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	堰ゲート修繕	
契 約 内 容	底樋ゲート修繕一式	
契 約 期 間	令和1年11月21日 ～ 令和1年12月20日	
契 約 締 結 日	令和1年11月20日	
契 約 相 手 方	光和機械(株)	
契 約 金 額	154,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	空池（底樋ゲート）について、ため池の水利管理者の通報により、池干し作業の際、灌漑期は水没している底樋管のゲート操作が経年劣化によりハンドルが回らず所定の作業が不可能なため、緊急性があると判断し早期に修繕するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																									
件 名	道路雪氷対策業務委託																									
契 約 内 容	凍結防止剤散布工等 一式																									
契 約 期 間	令和元年12月3日 ～ 令和2年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和元年12月2日																									
契 約 相 手 方	㈱いしだ建設、㈱アサイ建設、㈱丹羽建設、葉山建設㈱、中京開発㈱、勝建設㈱																									
契 約 金 額	準備・後片付け：65,900円/1回、作業面積：150円/10㎡、運行距離：2,513円/1km (消費税を含まず)																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市内にて降雪があり道路の雪氷対策が必要な場合に行うもので、緊急性があり早急に対応する必要があります。朝、昼、夜、夜間といつでも動ける体制が必要なため、対応するエリアを調整し業者と委託契約することで、早期対応と適切な施工が確保できることから、事前にそれぞれ随意契約するものです。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	善師野二丁目地内の排水路浚渫等一式	
契 約 期 間	令和1年12月11日 ～ 令和1年12月20日	
契 約 締 結 日	令和1年12月10日	
契 約 相 手 方	陽光建設㈱	
契 約 金 額	253,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市民からの通報により排水路に土砂が堆積しており、排水路の維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な陽光建設㈱に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	善師野三丁目地内の排水路浚渫等一式	
契 約 期 間	令和1年12月11日 ～ 令和1年12月20日	
契 約 締 結 日	令和1年12月10日	
契 約 相 手 方	大竹建設㈱	
契 約 金 額	295,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市民からの通報により排水路に土砂が堆積しており、排水路の維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な大竹建設㈱に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																									
件 名	街路樹剪定委託																									
契 約 内 容	植栽剪定一式																									
契 約 期 間	令和元年12月20日から令和2年1月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和元年12月19日																									
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木																									
契 約 金 額	299,200円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、市道羽黒東9号線外2について、市民からの通報により半ノ木川堤防に植栽されている市管理ツツジが道路にはみ出し、道路通行に支障が出ており、かつ、居住環境を阻害しているため早期に植栽剪定の対応を行う必要があります。なお、当該箇所に精通している(有)芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	議事課	
件 名	令和元年度「市民と語る会記念講演会」等	
契 約 内 容	令和2年1月25日（土）開催の市民と語る会での第1部「記念講演会」の講師と第2部「パネルディスカッション」のパネリストとしての業務を委託するもの。	
契 約 期 間	令和1年12月25日～令和2年1月25日	
契 約 締 結 日	令和1年12月25日	
契 約 相 手 方	武田 邦彦	
契 約 金 額	200,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>毎年開催している市民との意見交換会記念講演会において、今年度は「市民と語る会」として記念講演会を開催し、その後パネルディスカッションのパネリストとして学生との意見交換の場を設けることとした。</p> <p>広く市民に選挙への関心をもってもらうため、平成23年に講演会講師として集客数の多かった武田邦彦氏を選定。</p> <p>武田氏については、メディアでの発言で問題視される場面もあるが、知名度が高く、あらゆる分野に対する知識があり、人を引き付ける話し方であるため、特に対象としている若者の参加が見込めること、また、パネルディスカッションでは参加者（学生）からの本音を上手に聞き出してくれることを期待し、随意契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項	講演日の天候の状況によって、当日キャンセルの可能性有	

※ 本件についてのお問い合わせ先 議事課